

北海道意欲と能力のある林業経営者登録申請手続要領

第1 趣旨

北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱（平成31年4月1日付け林業木材第1489号。以下「要綱」という。）に基づく林業事業体の登録申請等の取扱いについては、この要領に定めるところによる。

第2 登録の申請

- 1 要綱第4の林業事業体は、別記第1号様式による申請書及び経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）の届出書を北海道林業事業体登録手続要領第2の規定により申請した総合振興局長、振興局長又は水産林務部長（以下「振興局長等」という。）に提出するものとする。
- 2 申請にあたっては、以下の書類を添付するものとする。
 - (1) 主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業事業体の場合は、もう一方を実施する他の登録林業事業体との連携協定書等。
なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、請負先及び連携先も含めて判断するため別記第1－2号様式を提出しなければならない。
 - (2) 北海道林業事業体登録実施要綱により登録されてから3年以上経過していない登録林業事業体においては、素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績、又は所属する現場作業職員の3年以上の現場従事実績等を有することを証する書類（請負契約書、雇用契約書等の写し）。
 - (3) 認定事業主（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく改善措置計画の認定を受けた林業事業体）以外の林業事業体については、同法第4条に基づく北海道の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組にかかる別記第3号様式。
 - (4) リスクアセスメントを実施した報告書等の写し。
 - (5) 直近の事業年度における経理状況が良好であることを証する書類（法人においては、貸借対照表、収支計算書の写し又はこれらに類する書類、個人の場合においては、青色申告書、納税証明書の写し又はこれらに類する書類。）。
 - (6) 前号を満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士による今後5年内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる経営診断書等。
 - (7) 技術・技能を証する書類。
- 3 本条で定める申請書類を書面により提出する場合の提出部数は、1部とする。ただし、申請者は申請書類の写しを控えとして保管しておくものとする。
また、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。（以下「電磁的記録」という。））により提出する場合は、送信した電子的記録（送信履歴を含む。）を保存しておくものとする。
- 4 申請書類は、書面又は電磁的記録により提出するものとし、書面により提出す

る場合は、提出時に、振興局長等より担当者の記名、收受印を押印した申請書の書の写しの交付を受けるものとする。

また、電磁的記録により提出する場合は、電磁的方法で、受理した旨の通知を受けるものとする。

第3 変更等の届出

- 1 要綱第7の第1項の届出は、北海道林業事業体登録手続要領第3による届出をもって届出があつたものとみなす。
- 2 要綱第7の第2項の届出は、別記第4号様式により行うものとし、提出先については、第2の第1項の規定を準用する。

第4 請負先及び連携先等の変更の届出

要綱第8の届出は、別記第5号様式により行うものとし、提出先については、第2の第1項の規定を準用する。

第5 達成状況の報告

要綱第9の報告は、別記第6号様式により行うものとし、提出先については、第2の第1項の規定を準用する。

第6 登録の取消申請

要綱第11の第1項第4号の取消の申請は、別記第7号様式により行うものとし、提出先については、第2の第1項の規定を準用する。

第7 登録の更新

要綱第5の第3項の規定による登録の更新は、登録の有効期間が満了する日の90日前から30日前までに、別記第1号様式の申請書により行うものとし、提出先等については、第2の規定を準用する。